

青森県後期高齢者医療広域連合告示第6号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成28年3月22日に専決処分した平成27年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第292条において準用する同法第219条第2項の規定により公表する。

平成28年3月22日

青森県後期高齢者医療広域連合長

鹿内



## 平成27年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

平成27年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ482,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
3	繰入金	21,000	△ 1,013	19,987
	1 基金繰入金	21,000	△ 1,013	19,987
6	国庫支出金	0	1,013	1,013
	1 国庫補助金	0	1,013	1,013
歳 入 合 計		482,080	0	482,080